入 札 説 明 書

令和８年１１月１３日に公告した下記業務に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

1 業務名

令和８年度那覇市ＬＲＴ導入に伴う交通影響把握調査業務

2 履行期間

契約日から令和９年３月３１日まで

3 委託の概要

那覇市では、総合計画に掲げる「誰もが移動しやすいまちをつくる」の施策推進に向け交通基本計画等を策定し、これら上位計画に基づき「那覇市ＬＲＴ整備計画素案」を作成し、関係機関との協議を重ねている。

ＬＲＴ整備においては、導入に伴う交通影響が想定されることから、導入ルートにおける交通影響調査を進めている。

本業務では、ＬＲＴ導入に伴い、ルートに並行する道路の交差点に及ぼす影響を把握し、影響に対する対策を検討することを目的とする。

4 入札参加資格

公告日から落札者決定日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

（１）那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規定第 6 条に規定する令和 7,8 年度の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（３）那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和 57 年 1 月 26 日助役決裁）第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。

（４）経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。公告日の 3 ヶ月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。

（５）本市の市税の納税義務がある者にあっては、その市税に滞納がないこと。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（７）営業に関し法律上必要となる資格を有する者であること。

（８）以下の技術者を配置することができる者。

①管理技術者

下記に示す条件を満たす者であり、以下いずれかの資格保有者であること。

[1]技術士(総合技術監理部門「建設：道路」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2]技術士（建設部門：道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[3]ＲＣＣＭ（道路）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

②照査技術者

「①管理技術者」に要する資格と同じ。

※管理技術者及び照査技術者においては、応募者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
恒常的な雇用関係とは、入札日以前に３ヶ月以上の継続した雇用関係にあることを言う。

※管理技術者、照査技術者及び担当技術者は兼任することができない。

（９）以下の期間内（過去 10 年間）に完了した対象同種業務（再委託による業務の実績は含まない）について、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として実績を有していること。

①対象期間

平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

②対象同種業務

国又は地方公共団体発注のミクロ交通シミュレーション業務（課題対応策の検討含む)。

5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下、「資格審査申請書」という。）および添付資料を入札当日に持参により提出しなければならない。なお、資格審査申請書および添付資料を提出しない者は、本競争に参加することができない。

6 入札方法等

（1）入札保証金

那覇市契約規則第 8 条により免除する。

（2）入札

① 入札参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「￥」又は「金」を記入し提出すること。なお、押印は印鑑登録届出印を使用すること。

② 入札書は持参により提出すること。

③ 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、委任状を持参し、当該入札の執行前に提出すること。

④ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）注意事項

① 入札者は、自己の印鑑を持参すること。

② 入札書は、封書にして提出すること。

③ 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。

④ 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

（4）入札の無効

次の入札は、無効とする。

① 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札

② 資格審査申請書及び添付資料に虚偽の記載をした者のした入札

③ 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札

④ 入札書の記載金額を訂正した入札

⑤ 入札書の金額や、「￥」又は「金」の記載がない入札

⑥ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札

⑦ 封筒に 2 通以上の入札書が入っている入札

⑧ 虚偽の記載がされた入札

⑨ 連合その他不正の行為があった入札

⑩ 最低制限価格未満の入札金額が記載された入札

(5) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は 2 回までとする。

7 落札者の決定方法等

(1) 落札候補者

① 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。

② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(2) 入札参加資格審査

① 落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

② 落札候補者について入札参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。

③ 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格不適格通知書により通知するものとする。

(3) 入札参加資格不適格者に対する説明

① 入札参加資格不適格通知書を受理した者で不服がある者は、次により説明を求めることができる。

ア 申立期限：入札参加資格不適格通知書が到達した日の翌日から起算して 10 日以内（休日

を除く。）とする。

イ 申立方法：説明申立書（様式自由）を那覇市都市計画課まで持参すること。

② 回答については、説明申立書を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面をもっておこなう。

③ ①、②の説明申立ては落札者の決定を妨げることができないものとする。

8 その他

(1) 入札及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び那覇市契約規則（平成 26 年 12 月 26 日規則第 59 号）を遵守すること。

(3) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。なお、延期後の日時は都市計画課ホームページに掲載する。

(4) 資格審査申請書及び添付資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された資格審査申請書及び添付資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(6) 提出された資格審査申請書及び添付資料は返却しない。

(7) 提出期限以降における資格審査申請書又は添付資料の差し替え及び再提出は認めない。

(8) 資格審査申請書及び添付資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、入札参加資格無しとなり、落札者となることはできない。

(9) 当該入札及び契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名 称 那覇市都市みらい部　都市計画課　交通・LRT 推進室

所在地 〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1（9 階）

電話番号 098-951-3246　　FAX 番号 098-951-3245